

長与町総合教育会議次第

日時 令和8年3月24日（火）16時00分

場所 長与町庁舎4階第1委員会

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 教育長挨拶
- 4 構成員紹介
- 5 議題

長与町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について（報告）

資料1 長与町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画【概要版】

資料2 長与町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画【全体版】

資料3 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律について（令和7年6月25日付け総行公第80号等）

- 6 その他
- 7 閉会

長与町総合教育会議出席予定者名簿

(構成員)

役 職	氏 名	備 考
町 長	よしだ しんいち 吉田 慎一	
教育委員会 (教育長)	かなさき りょういち 金崎 良一	
教育委員会 (委員)	こが きよひこ 古賀 清彦	
教育委員会 (委員)	ひろた けいこ 廣田 敬子	
教育委員会 (委員)	にた ちづこ 仁田 千都子	
教育委員会 (委員)	やまもと あつし 山本 淳	

(総務部総務課、教育委員会事務局)

I 計画の趣旨

- ・長与町の未来を担う児童生徒の健やかな成長は、本町の最重要課題の一つであり、それを支え教育活動の要となるのが、本町の教育職員である。
- ・教育職員が心身ともに健康を維持し、その専門性を最大限に発揮して教育活動に専念できる環境の整備をすることは、児童生徒の豊かな学びと成長に不可欠である。
- ・本計画では、本町の教育職員が安心して働き、その専門性を存分に発揮できる職場環境を築くために必要な具体的取組を定める。

II 長与町の現状

- ・本町では、これまでも教育職員の長時間勤務を是正し、心身の健康を確保するために、業務の見直しや精選に積極的に取り組むなど、学校における働き方改革を推進してきた。
- ・また、休日における町内全中学校の運動部活動を地域展開するとともに、文化部活動を原則平日のみの活動とするなどの部活動改革を推進している。
- ・これらの取組により、本町の教育職員の時間外在校等時間は縮減しているが、国の目標までには至っていない現状であるため、大胆かつ抜本的な改善策を講じる必要がある。

III 計画の目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・令和 11 年度末までに、1 年間時間外在校等時間が年間 360 時間（月平均 30 時間）以内の教育職員の割合を 100%にする。
- ・令和 8 年度末までに、1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の教育職員の割合を 100%にし、令和 12 年度末までに 30 時間以下の教育職員の割合 100%を目指す。

(2) ワークライフバランスに関する目標

- ・令和 12 年度末までに、平日・休日を問わず、月の半分は持ち帰り仕事が「ない」と回答する教育職員の割合を 100%にする。
- ・年間を通じて計画的な年次休暇の取得を推奨し、全ての教育職員の年次休暇の取得日数を年間 14 日以上になるようにする。

(3) 働きがいに関する目標

- ・教育職員アンケートにおいて、「働きやすさ（同僚性・協働性等）」に関する観点項目について、肯定的な回答をする教育職員の割合を 90%以上とすることを旨とする。
- ・教育職員アンケートにおいて、「働きがい（仕事への誇り・満足度等）」に関する観点項目について、肯定的な回答をする教育職員の割合を 90%以上とすることを旨とする。

IV 計画の期間

国の目標（必達目標）及び本町の総合計画等の実現を鑑み、計画の期間を 5 年間とする。

【国の目標】教育職員の時間外在校等時間を令和 11 年度までに月平均 30 時間程度とする。←※必達目標

【町の施策】学校における働き方改革の一層の推進 ←「長与町第 11 次総合計画（2026～2030）」、「第 3 期長与町教育振興基本計画（2026～2030）」に位置付け

V 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 学校における措置の推進

- ・週あたり授業時数の 2 コマ削減
- ・年度始めの準備期間の十分な確保
- ・週休日・休日における学校の開錠原則禁止
- ・ICT 環境の整備と活用促進
- ・「個業」から「協働」への働き方の転換

(2) 業務の 3 分類による業務の見直し

- ・登下校時の日常的な見守り、放課後や夜間の見回り等
- ・学校徴収金の徴収や管理、調査や統計等への回答
- ・ICT 機器やネットワーク等の日常的な保守及び点検
- ・校舎の開錠や施錠
- ・支援が必要な児童生徒・家庭への対応

(3) 教育職員の健康及び福祉に関する取組

- ・健康診断、ストレスチェックの確実な実施
- ・休暇取得の促進
- ・安全衛生委員会の実効性の向上
- ・メンタルヘルス対策の強化
- ・ハラスメント対策の徹底

VI 計画の実効性を確保するための関連する取組

- ・教育職員に対する本計画の周知徹底
- ・「チーム長与」による理解と協力
- ・持続的な人的・物的支援体制の構築
- ・条例等の適時適切な整備

VII 今後のフォローアップ

- ・PDCA サイクルによる進行管理
- ・結果の公表と連携強化
- ・客観的データに基づく検証・分析
- ・現場の声の反映

長与町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画



令和 8 年 3 月

長与町教育委員会

目 次

はじめに

第1章 計画の趣旨	2
第2章 長与町の現状	3
第3章 計画の目標	5
第1節 時間外在校等時間に関する目標	
第2節 ワークライフバランスに関する目標	
第3節 働きがいに関する目標	
第4章 計画の期間	7
第5章 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	8
第1節 学校における措置の推進	
第2章 業務の3分類を踏まえた業務の見直し	
第3節 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	
第6章 計画の実効性を確保するための関連する取組	12
第7章 今後のフォローアップ	13

はじめに

近年、学校現場は、社会の変化とともに多様な課題に直面し、教育職員の業務負担は増大傾向にあります。その結果、長時間勤務や精神的負担が常態化し、教育職員の健康や働きがいに影響を及ぼす状況が全国的に顕在化しています。

このような状況を改善するため、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が成立し、令和8年4月1日から施行されることとなりました。また、それに併せて、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針の全部が改正されました。

長与町教育委員会は、これらの法律や指針の改正の趣旨を真摯に受け止め、本町の教育職員が安心して働き、その専門性を存分に発揮できる職場環境を築くため、ここに「長与町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定しました。

本計画は、本町の教育職員の業務負担を軽減し、心身の健康を維持・増進するための具体的な取組を定めています。教育は、児童生徒の健やかな心身の成長と社会の未来を支える重要な営みであり、その根幹を担う教育職員が心身ともに健康で、安心して働ける環境を整えることは、教育の質の維持・向上に直結すると考えます。

しかし、本計画は、教育委員会や学校だけで成し遂げられるものではありません。保護者の皆様や地域住民の皆様、関係機関の皆様、そして町長部局の皆様といった児童生徒の成長に関わる全ての方々のご理解とご協力が不可欠です。児童生徒の学びを支える「チーム長与町」として、教育職員の働き方を共に考え、責任を分かち合い、支え合うことにより、児童生徒にとってより良い教育環境を創り出すことができると確信しています。

本計画を通じて、本町の教育職員が誇りを持って教育に専念できる環境を整備し、児童生徒が笑顔で学び、健やかに成長できる未来を共に築いていきたいと願っております。皆様のご理解とご支援を心よりお願い申し上げます。

令和8年3月

長与町教育委員会

教育長 金崎 良一

第1章 計画の趣旨

長与町の未来を担う児童生徒の健やかな成長は、本町の最重要課題の一つであり、それを支える教育活動の要となるのが、本町の教育職員です。教育職員が心身ともに健康を維持し、その専門性を最大限に発揮して教育活動に専念できる環境の整備をすることは、児童生徒の豊かな学びと成長に不可欠なものです。

令和7年6月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（以下、「給特法等一部改正法」という。）が公布され、その中で、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部が改正されました。（以下、「改正給特法」という。）また、これに伴い、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の全部が改正されました。（以下、「改正指針」という。）

長与町教育委員会は、これらの改正の趣旨を踏まえ、本町の教育職員の業務負担を軽減し、心身の健康を確保することを目的とした、「長与町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、本町の教育職員が安心して働き、その専門性を存分に発揮できる職場環境を築くため、以下の点に留意しながら具体的な取組を定めています。

- 教育職員が心身ともに健康で、生き生きと教育活動に取り組むことができる環境を整備することを最優先とします。
- 教育職員の業務負担を軽減し、教育の本質的な業務に集中できる時間を確保するための具体的な方策を講じます。
- 教育職員が専門性を高め、やりがいを感じながら働ける職場環境を目指します。
- 家庭や地域、関係機関等との連携を強化し、学校運営への理解と協力を促進します。

なお、本計画は、本町の教育職員を対象としたものですが、その他の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、労働基準法第36条に基づく36協定における時間外労働の限度時間が適用されることに留意した上で、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保に努めます。

※**教育職員**（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定）

「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいいます。

第2章 長与町の現状

長与町教育委員会は、平成29年の中央教育審議会からの「学校における働き方改革に係る緊急提言」を重要な課題として捉え、本町の教育職員の長時間勤務を是正し、心身の健康を保持するため、長与町校長会と連携しながら、学校における働き方改革を推進してきました。

諸行事については、その必要性を吟味し、真に教育的意義のあるものだけを残し、それ以外のものは廃止するといった大胆な見直しを行いました。具体的には、「ふれあい音楽会」や「読書のつどい」、「小学校体育大会」など、準備や練習に多くの時間を費やし、児童生徒や教育職員に大きな負担があった合同行事を順次廃止しました。

また、令和2年に国が示した「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の勤務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を踏まえ、同年12月に「長与町立小中学校管理規則」の一部を改正し、本町の教育職員の時間外在校等時間の上限等を定め、教育職員の業務改善に努めてきました。

加えて、本町では、令和5年度から、少子化傾向にある本町の中学生に様々なスポーツの場を提供し、生涯に渡ってスポーツに親しむようになることを目的として、休日における町内全中学校の運動部活動の地域展開を全国に先駆けて実施しています。文化部活動については、現段階では地域展開が困難であるため、コンクール参加や地域のイベント出演を除いて、平日のみの活動としています。

このような取組の結果、本町の教育職員の時間外在校等時間は着実に減少しており、令和6年度の状況は以下のとおりです。

■年間540時間超過（月平均45時間超過）教育職員の状況（令和6年度）（%）

	小学校		中学校		義務教育学校		合計	
	長崎県	長与町	長崎県	長与町	長崎県	長与町	長崎県	長与町
校長	3.4	0.0	10.1	0.0	0.0	—	5.6	0.0
副校長・教頭	31.6	33.3	61.2	25.0	25.0	—	41.9	30.0
教諭・講師等	0.9	0.0	19.0	1.3	0.0	—	7.4	0.4
合計	2.9	1.3	20.9	2.4	3.3	—	9.3	1.6

時間外在校等時間が年間540時間（月平均45時間）を超過する本町の教育職員の割合は、県平均よりもかなり少ない状況ですが、ゼロではありません。特に、副校長・教頭の40%が時間外在校等時間の上限を超過しており、改善に努めているところです。

■年間 360 時間超過（月平均 30 時間超過）教職員の状況（令和 6 年度） (％)

	小学校		中学校		義務教育学校		合計	
	長崎県	長与町	長崎県	長与町	長崎県	長与町	長崎県	長与町
校長	29.1	60.0	38.3	33.3	0.0	—	32.0	50.0
副校長・教頭	60.4	100.0	54.1	100.0	75.0	—	58.3	100.0
教諭・講師等	18.3	26.2	43.3	47.3	8.3	—	27.2	33.2
合計	21.4	21.4	43.7	49.4	16.7	—	29.3	36.5

また、時間外在校等時間が年間 360 時間（月平均 30 時間）を超過する本町の教育職員の割合は、県平均よりも多く、30%を超える教育職員が年間 360 時間（月平均 30 時間）を超過している状況です。国は、令和 11 年度までに教育職員の時間外在校等時間を月平均 30 時間程度に縮減することを目標としており、現在の取組だけでは到底達成できません。

■本町の教育職員の持ち帰り仕事の状況（令和 7 年度 1 学期）

平 日		休 日	
	割合		割合
ない	13%	ない	15%
1 分 ～ 30 分	18%	1 分 ～ 30 分	9%
31 分 ～ 60 分	34%	31 分 ～ 60 分	20%
61 分 ～ 90 分	21%	61 分 ～ 90 分	21%
91 分 ～ 120 分	10%	91 分 ～ 120 分	16%
121 分 ～ 150 分	4%	121 分 ～ 150 分	8%
151 分 ～ 180 分	1%	151 分 ～ 180 分	4%
181 分以上	1%	181 分以上	6%

※長崎県教育委員会「働きがい改革に係るアンケート」より

加えて、長崎県教育委員会による「働きがい改革に係るアンケート」において、本町の教育職員の 80%以上が持ち帰り仕事が「ある」と回答しており、そのうちの半数以上が、平日は 1 時間前後、休日は 1～2 時間程度の持ち帰り仕事を行っている状況が浮き彫りになりました。

従いまして、長与町教育委員会としましては、本町の教育職員の心身の健康を確保し、教育の質の向上を図るとともに、国の目標を達成するには、教育職員の業務量の削減や適切な管理、そして業務を遂行するための時間の確保等について、大胆かつ抜本的な改善策を講じる必要があると考えます。

※在校等時間（改定指針第 1 章第 3 節(1)に規定）

教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、服務監督教育委員会並びに学校の管理職が管理すべき対象となっています。具体的には、正規の勤務時間外において超勤 4 項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間を在校等時間とします。ただし、ハについては、当該教育職員の申告に基づくものとなっています。

- イ. 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間
- ロ. 各地方公共団体が定める方法によるテレワーク等の時間
- ハ. 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間
- ニ. 休憩時間

第3章 計画の目標

本計画に掲げる業務量管理及び健康確保措置の実効性を高めるため、具体的な目標及び数値目標を設定し、定期的に進捗を確認しながら取組を進めます。

第1節 時間外在校等時間に関する目標

- (1) 令和11年度末までに1年間時間外在校等時間が年間360時間（月平均30時間）以内の教育職員の割合を100%にします。**

給特法等一部改正法における国の目標は令和11年度までに教育職員の時間外在校等時間を月平均30時間程度に削減することです。また、改訂指針における1年間時間外在校等時間の上限は360時間ですから、この目標は必達目標です。

- (2) 令和8年度末までに1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合を100%にし、令和12年度末までに30時間以下の教育職員の割合100%を目指します。**

改訂指針の1箇月時間外在校等時間の上限は45時間（例外規定あり）ですから、令和8年度末までの目標は必達目標です。教育職員の業務量の削減や適切な管理に努め、年間を通じて時間外在校等時間を縮減します。

第2節 ワークライフバランスに関する目標

- (1) 令和12年度末までに、平日・休日を問わず、月の半分は持ち帰り仕事が「ない」と回答する教育職員の割合を100%にします。**

改定指針では、業務の持ち帰りは行わないことが原則とされています。時間外在校等時間の縮減だけが目的化し、持ち帰り仕事が膨らむことは厳に避けなければなりません。本町の教育職員の持ち帰り仕事の現状改善に努めます。

- (2) 年間を通じて計画的な年次休暇の取得を推奨し、全ての教育職員の年次休暇の取得日数を年間14日以上になるようにします。**

年次休暇は労働基準法第39条で定められた働く者の権利の一つです。心身の疲労回復や健康の保持を目的とし、趣味や学び直し、家族との時間など、仕事以外の活動を充実させるためにも重要です。また、それが仕事への活力にもつながると考えます。

第3節 働きがいに関する目標

- (1) 教育職員アンケートにおいて、「働きやすさ（同僚性・協働性等）」に関する観点項目について、肯定的な回答をする教育職員の割合を90%以上とすることを目指します。

教育職員が心身ともに健康で、安心して働けるよう、職場における心理的安全性を高めるため、教育職員及びその他の職員相互の信頼関係の構築に努めます。

- (2) 教育職員アンケートにおいて、「働きがい（仕事への誇り・満足度等）」に関する観点項目について、肯定的な回答をする教育職員の割合を90%以上とすることを目指します。

教育職員が自身の仕事に誇りを持ち、専門性を高めながら、やりがいを感じて生き生きと働き続けられるよう支援します。

※時間外在校等時間の上限（改定指針第1章第3節(2)(3)に規定）

(2) 上限時間の原則

服務監督教育委員会は、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

- イ. 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間
(以下「1箇月時間外在校等時間」という。) 45時間
- ロ. 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間
(以下「1年間時間外在校等時間」という。) 360時間

(3) 児童生徒等に係る臨時的な特別な事情がある場合の上限時間

服務監督教育委員会は、児童生徒等に係る通常見ることのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、(2)の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる。時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

- イ. 1箇月時間外在校等時間 100時間未満
- ロ. 1年間時間外在校等時間 720時間
- ハ. 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月
- ニ. 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間 80時間

第4章 計画の期間

給特法等一部改正法の成立にあたり、国は教育職員の時間外在校等時間を令和11年度までに月平均30時間程度とすることを目標にしています。この目標は、新たに定められた教育職員の教職調整額の段階的引き上げ（改正給特法第3条第1項）や義務教育等教員特別手当（教育公務員特例法第13条第2項）と関わるものであり、長与町教育委員会は、遵法精神に則り、必達目標と捉えます。

また、本町のまちづくりの羅針盤であり、行財政運営の最上位計画である「長与町第11次総合計画」が令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）まで展開されるとともに、本町の教育の方向性を示す「第3期長与町教育振興基本計画」が令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）まで展開されます。いずれの計画にも学校における働き方改革の一層の推進を重要な取組として位置付けており、本計画を着実に推進することは、これら上位計画の実現にもつながります。

従いまして、国の目標（必達目標）の達成と上位計画の実現を鑑み、本計画の期間を「長与町第11次総合計画」及び「第3期長与町教育振興基本計画」と重ねて、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

なお、本計画の期間中は、目標の達成状況について、毎年度厳正に評価を行い、その結果に基づき、必要に応じて計画内容の見直しを行います。これにより、社会情勢の変化や教育現場の実態に即した柔軟な対応を図り、教育職員の業務量管理と健康確保措置を着実に推進します。

第5章 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

第1節 学校における措置の推進

本町では、教育職員が教育職員でなければできない業務に専念できるよう、学校における措置について以下の内容に取り組みます。

(1) 週あたり授業時数の2コマ削減

本町では、これまで各学年の年間標準授業時数を35週（小1は34週）で除した数を週あたり授業時数としていましたが、年間ではかなりの余剰時数が生じており、それが児童生徒や教育職員の過重負担になっている側面がありました。

そこで、令和8年度から、児童生徒の学校生活にゆとりを持たせ、学びの質を高めるため、週あたり授業時数を従前から2コマ削減します。これにより、教育職員の週あたりの授業準備や教材研究2コマ分の業務量は確実に削減されます。また、放課後の時間が2コマ分増加することになり、教育職員にゆとりが生まれます。

■学年別週あたり授業時数 (コマ)

	小学1年 義務1年	小学2年 義務2年	小学3年 義務3年	小学4年～中学3年 義務4年～義務9年
年間標準授業時数	850	910	980	1015
週あたり授業時数（～R7）	25	26	28	29
週あたり授業時数（R8～）	23	24	26	27

(2) 年度始めの準備期間の十分な確保

年度始めは、新年度のスタートを円滑なものにするため、学校経営方針の理解、それに基づく各種計画の起案や会議、児童生徒情報の共有など、必要不可欠な業務が集中します。本町では、令和6年度まで、新年度の始業日を4月6日としていましたが、週休日の関係で、準備期間が3日間という過密なスケジュールとなる年が多くあり、教育職員の負担は大きいものでありました。

■4/6（月曜日）

	1	2	3	4	5	6
曜	水	木	金	土	日	月
勤	○	○	○	×	×	始

■4/6（火曜日）

	1	2	3	4	5	6
曜	木	金	土	日	月	火
勤	○	○	×	×	○	始

■4/6（水曜日）

	1	2	3	4	5	6
曜	金	土	日	月	火	水
勤	○	×	×	○	○	始

■4/6（木曜日）

	1	2	3	4	5	6
曜	土	日	月	火	水	木
勤	×	×	○	○	○	始

■4/6 始業（金曜日）

	1	2	3	4	5	6
曜	日	月	火	水	木	金
勤	×	○	○	○	○	始

■4/6（土曜日）

	1	2	3	4	5	6	7	8
曜	月	火	水	木	金	土	日	月
勤	○	○	○	○	○	×	×	始

■4/6（日曜日）

	1	2	3	4	5	6	7
曜	火	水	木	金	土	日	月
勤	○	○	○	○	×	×	始

そのため、令和7年度から、新年度の始業日を原則4月8日とし、暦に左右されることなく5日間の準備期間を確保するようにしています。これにより、年度始めの業務の集中が緩和され、教育職員はゆとりを持って児童生徒を迎える準備に注力することができます。また、人事異動による新体制の職員間のコミュニケーションの時間も確保できます。

■4/8（月曜日）

	1	2	3	4	5	6	7	8
曜	月	火	水	木	金	土	日	月
勤	○	○	○	○	○	×	×	始

■4/8（土曜日）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
×	×	○	○	○	○	○	×	×	始

（3）週休日・休日における学校の開錠原則禁止

週休日は勤務を割り振られていない日であり、休日は特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日ですから、教育職員や事務職員等が週休日等に勤務することは厳に避けなければなりません。また、管理職が把握できない時間外在校等時間（隠れ残業）を失くし、正確な在校等時間を把握するため、本町では、令和6年度から、週休日等における学校の開錠を原則禁止し、教育委員会がその管理を行っています。

（4）ICT環境の整備と活用促進

各学校では、統合型校務支援システムをフル活用し、出退勤管理や成績処理、保健管理等の校務のデジタル化を推進し、業務の効率化に努めます。また、会議資料のペーパーレス化や、教材データの共有・蓄積、チャットツール等を用いた情報共有を推進するなどして、教育職員の業務量の縮減に努めます。さらに、町費で導入している授業支援ソフトを積極的に活用し、授業改善に努めるとともに、授業準備に要する時間も縮減します。

（5）「個業」から「協働」への働き方の転換

学校内外の人的・物的資源を有効活用し、「チーム学校」として業務にあたる体制を整えます。具体的には、教育職員が業務を自己完結的に抱え込む「個業」型から「チーム担任制」や諸課題への「組織的対応」など、他の教育職員等と適切に分担・連携する「協働」型へと教育職員の働き方の転換を推進します。そうすることにより、教育職員の業務負担は確実に軽減されます。また、職場の同僚性や協働性の醸成、若手職員の育成にもつながると考えます。

第2節 業務の3分類を踏まえた業務の見直し

本町では、改正指針に示されている業務の3分類（学校と教師の業務3分類）の中から、以下の業務を優先的かつ重点的に見直します。

【学校以外が担うべき業務】

（1）登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

登下校時の通学路における日常的な見守り活動については、これまで同様、地区コミュニティや自治会を中心とした地域住民による見守りボランティアの皆様や、PTA活動の一環として立哨当番を行う保護者の皆様に委ね、教育職員による自主的な見守り活動は原則行いません。

(2) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

放課後から夜間などにおける校外の見回りについては、警察によるパトロールに委ね、教育職員による自主的な見回りは原則行いません。また、補導された児童生徒の引取りは、保護者が第一義的な責任を負うことの認識を学校警察連絡協議会や PTA 等において共有します。

(3) 学校徴収金の徴収・管理

学校給食費については、令和 5 年度に公会計化し、学校の負担を解消していますが、その他の教材費や校外学習費等については、学校が徴収・管理に関わる機会がまだ多くあります。また、徴収の過程において、児童生徒を介することや現金を扱うことは紛失や盗難等の危険性もつきまといますから、令和 12 年度までに、全ての学校徴収金について、保護者が児童生徒や学校を介さずに業者等に直接支払う仕組みを整えられるよう努めます。

【教師以外が積極的に参画すべき業務】

(4) 調査・統計等への回答

教育委員会は、学校に対する回答依頼や、教育職員を通じた児童生徒等への周知等を目的とした学校に送付する文書等の量の縮減に努めます。また、教育委員会で回答できる調査等は教育委員会で回答し、学校の回答が必要な調査等は ICT を活用するなどして、学校の負担を軽減します。

(5) ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

各学校の ICT 機器やネットワーク設備等の日常的な保守・管理については、教育委員会が外部委託している GIGA スクール運営支援センターや ICT 支援員が中心に行い、教育職員の負担を軽減します。

(6) 校舎の開錠・施錠

校舎の開錠・施錠については、不祥事等の未然防止といった危機管理の観点から、本町では、これまで同様、管理職が行うことを原則とします。教育職員の業務量の適切な管理が行われることにより、全教育職員の時間外在校等時間は縮減し、退庁時刻も早くなることから、開錠・施錠を担う管理職の負担はさほど大きくないと考えます。

【教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務】

(7) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

本町では、支援が必要な児童生徒に対して、その特性やニーズに応じたきめ細かな指導や支援を行うため、学校の規模や実態に応じて特別支援教育支援員を適正に配置するとともに、心理・福祉の専門家を含めた「チーム学校」として対応し、教育職員個々の負担を軽減します。また、不登校や不登校傾向にある児童生徒への支援のため、適応指導教室や各学校に校内支援センターを設置し、指導員や教育相談員を配置しています。さらに、児童生徒や保護者の不安や困り感に対しては、その必要性に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが対応にあたります。

第3節 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

本町では、労働基準法や労働安全衛生法等に則り、教育職員が心身ともに健康で、安心して働き続けられるよう、以下の内容に取り組みます。

(1) 健康診断・ストレスチェックの確実な実施

学校保健安全法に定められた定期健康診断を確実に実施し、受診率を100%にします。要検査対象者には精密検査を確実に受診させます。また、ストレスチェックを年2回実施し、高ストレス者への面談指導や専門機関への紹介を適切に行います。

(2) 休暇取得の促進

長期休業中には学校閉庁日を設定し、連続休暇取得を奨励するなど、年間を通じて計画的な年次休暇の取得を促進します。また、病気や家族の介護が必要な際に、教育職員が安心して病気休暇や介護休暇等を取得できるよう、学校全体で協力体制を構築します。

(3) 安全衛生委員会の実効性の向上

労働安全衛生法に基づき、各学校において、安全衛生委員会を定期的に実施します。単なる報告の場とせず、教職員一人一人が当事者意識を持って働きやすい職場の構築に参画できるような職場環境を構築します。

(4) メンタルヘルス対策の強化

メンタルヘルスに関する研修を定期的実施し、セルフケアの知識やストレス対処法を習得する機会を設けるとともに、スクールカウンセラーや産業医による相談体制を整備し、必要に応じて医療機関への連携を支援します。また、管理職を対象とした、部下職員のメンタルヘルス不調の早期発見や適切な対応に関する研修を実施します。

(5) ハラスメント対策の徹底

校長は、ハラスメントに関する相談窓口（校内：ハラスメント相談員、校外：教育委員会）を明確化し、全教育職員に周知徹底します。また、ハラスメントの防止、早期発見、適切な対応に関する研修を定期的実施します。万が一、ハラスメント事案が発生した際には、事実関係を迅速かつ公正に調査し、適切な措置を講じます。

第6章 計画の実効性を確保するための関連する取組

本計画を「絵に描いた餅」にすることなく、学校現場で着実に実行していくためには、教育委員会が主体となり、町長部局をはじめ、家庭や地域、関係機関等との連携・協働が不可欠です。本計画の実効性と持続性を担保するため、以下の関連する取組を推進します。

(1) 教育職員に対する本計画の周知徹底

本計画を学校現場で着実に実行するため、本計画の対象者である教育職員への本計画の目的や内容等の周知徹底を図ります。特に、所属する教育職員に対して安全配慮義務がある学校の管理職に対しては、マネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会の支援を強化します。各学校においては、人事評価制度を活用し、業績評価の特記事項に働き方改革等の本計画に関する個人目標等を位置付けさせ、教育職員一人一人の当事者意識を高めます。

(2) 持続的な人的・物的支援体制の構築

教育職員の業務量管理や健康確保措置、働き方の「個業」から「協働」への転換を支えるためには、教育職員同士の連携・協働に加えて、教育職員以外の人的支援は不可欠です。本町では、特別支援教育支援員や教育相談員、ICT支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの外部人材を、中長期的な視点で安定的に配置できるよう、予算を確保するとともに、県が配置する人材については必要な配置要求に努めます。また、教育職員の業務の効率化の鍵となる統合型校務支援システムや、一人一台端末等のICT教育環境についても、常に最新のセキュリティと利便性を維持できるよう、計画的な更新と環境整備に努めます。

(3) 「チーム長与」による理解と協力

学校における働き方改革は、保護者の皆様や地域住民の皆様の理解と協力なしには成し得ません。学校閉庁日の設定や行事の見直し、留守番電話対応などの取組について、町のホームページや広報誌、保護者会等を通じて丁寧に説明し、理解を促します。また、学校・家庭・地域が互いの立場を尊重し、責任を分かち合い、児童生徒を真ん中に据えて支え合う「チーム長与」の意識を醸成し、地域総がかりで学校を支える気運を高めていきます。

(4) 条例等の適時適切な整備

給特法等一部改正法の施行に伴う教職調整額の引き上げや新たな職の設置等、国の方針や法改正の動向を注視し、本町の条例や規則等を遅滞なく整備します。教育職員の処遇改善が確実に図られるよう、関係部局と密接に連携し、制度面からのバックアップを行います。

第7章 今後のフォローアップ

本計画は策定して終わりではなく、実施状況を常に確認し、その効果を検証しながら、より良い方向へ改善し続けることが重要です。長与町教育委員会は、本町の教育職員が健康で誇りを持って働き続けられるよう、以下のフォローアップを行います。

(1) PDCA サイクルによる進行管理

本計画の進捗状況については、毎年度、PDCA サイクルを活用して点検・評価し、必要な改善策を講じます。各学校においては、年度末に自校の取組状況を振り返り、次年度の業務改善計画に反映させます。教育委員会においては、各学校からの報告を基にして町全体の課題を分析し、状況の変化に応じて柔軟に本計画を見直すことにより、より実効性の高い取組を展開します。

(2) 客観的データに基づく検証・分析

目標の達成状況を評価するにあたっては、感覚的な判断に頼るのではなく、客観的なデータを重視します。統合型校務支援システムを活用して記録された在校等時間を正確に把握・分析し、必要な対策を講じます。また、ストレスチェックやアンケート調査を定期的の実施し、数値には表れにくい「働きやすさ」や「働きがい」、「職場の雰囲気」といった質的な側面についても重視します。

(3) 結果の公表と連携強化

本計画に関する毎年度の点検・評価結果については、定例教育委員会への報告を経て、本町のホームページ等で広く公表します。開かれた計画とすることにより、教育委員会と学校が説明責任を果たし、保護者や地域住民からの信頼につながると考えます。また、改正給特法第8条第3項に基づき、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において、本計画の実施状況を報告します。町長部局と現状や課題を共有することにより、予算措置や例規整備等における連携を強化し、町全体で学校現場を支える体制を築きます。

(4) 現場の声の反映

本計画の評価及び改善の過程において、現場の教育職員の声を反映させることを重視し、トップダウンだけでなくボトムアップの視点も取り入れたフォローアップを行います。各学校の安全衛生委員会や、校長会及び副校長・教頭会等での意見交換を通じて、学校現場の生の声を吸い上げ、計画の改善に活かします。

総行公第 80 号
総行安第 42 号
令和 7 年 6 月 25 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長
（人事担当課、安全衛生担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各 指 定 都 市 総 務 局 長
（人事担当課、安全衛生担当課扱い）
各 人 事 委 員 会 事 務 局 長

） 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長
（ 公 印 省 略 ）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する
特別措置法等の一部を改正する法律について

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 68 号。以下「改正法」という。）については、令和 7 年 6 月 11 日に成立し、同月 18 日に公布されました。

改正法においては、学校における働き方改革の更なる加速化に向けて、公立の義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会に対して、当該教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置の実施に関する計画（以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。）の策定、当該計画の実施状況の公表等が盛り込まれたところです。

これに伴い、文部科学省から各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長、各指定都市・中核市市長、各指定都市教育委員会教育長等に対して別添のとおり通知がありましたのでお知らせするとともに、学校現場に対して労働基準監督機関の職権を持つ人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長。以下「人事委員会等」という。）及び地方公共団体におかれては、改正法の趣旨及び内容について御了知いただき、特に下記の事項を踏まえ、適切に対応いただくようお願いいたします。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村に対しても周知していただくようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 59 条（技術的助言）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 労働基準監督機関としての職権の行使について
改正法の成立にあたっては、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会におい

て「労働基準監督機関の権限を行使する人事委員会及び人事委員会を置かない場合の地方公共団体の長は、教育委員会が教育職員の業務量を適切に管理し、健康と福祉の確保を図るよう、その役割を十全に果たすこと。」との附帯決議がそれぞれ付されていることも踏まえ、人事委員会等におかれては、地方公務員法第58条第5項の規定による職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権の行使について、引き続き適切に対応いただきたいこと。

2 教育委員会との連携について

今後、文部科学省において改訂される指針（改正法による改正後の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条の業務量管理・健康確保措置に関する指針をいう。）の内容や、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等及び実施状況の公表に際し、総合教育会議に報告されることも踏まえ、引き続き学校現場において適正な勤務条件が確保されるよう、教育委員会と連携して適切に対応いただきたいこと。

なお、当該指針の改訂に当たっては、別途文部科学省が通知を行う予定であり、当該通知を踏まえ、別途通知を行うこととしているのでご留意いただきたいこと。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が成立し、公布されましたので、お知らせします。

7文科初第793号
令和7年6月18日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市市長
各指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
殿

文部科学事務次官
藤原章夫

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の公布について（通知）

このたび、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）が、本年6月18日に公布され、令和8年4月1日（一部の規定については、公布の日又は令和8年1月1日）から施行されることとなりました。

この法律は、学校教育の質の向上に向けて、教師に優れた人材を確保する必要があることに鑑み、学校における働き方改革の更なる加速化、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教師の処遇改善を一体的・総合的に進めるため、

- ・ 教育職員のサービスを監督する教育委員会に対する「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及び当該計画の実施状況の公表等の義務付け
- ・ 学校の教育活動に関し、教職員間の総合的な調整を担う「主務教諭」の職の創設
- ・ 教職調整額の基準となる額について、給料月額4%から10%への引上げ
- ・ 教師の職務や勤務の状況に応じた義務教育等教員特別手当の支給を実現するための規定の整備

などの措置を一括して講ずるものです。

給特法等一部改正法の内容、施行期日等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、施行期日に向けて必要な準備を進めていただくなど、適切に御対応くださいますようお願いいたします。なお、この法律に関しては、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において、それぞれ附帯決議が付されておりますので、併せてお知らせします。

各都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、給特法等一部改正法の趣旨及び内容を周知していただくとともに、首長部局にも共有いただき、連携して学校における働き方改革の一層の推進、主務教諭の適切な配置及び教師の処遇改善等に努めていただくようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。以下同じ。）区町村教育委員会に対して、給特法等一部改正法の趣旨及び内容を周知していただくよう配慮願います。その際、市区町村教育委員会に対しても、給特法等一部改正法の趣旨及び内容を当該市区町村の首長部局にも共有することを促していただくようお願いいたします。

加えて、同法第2条の規定による主務教諭の職の創設については、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人並びに域内の市区町村認定こども園所管部局、所轄の認定こども園及び認定こども園の設置者に対して、附属学校を設置する国公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校設置会社に対して、本改正の趣旨及び内容を周知していただくよう配慮願います。

なお、給特法等一部改正法については、関係資料とともに文部科学省のホームページに掲載しておりますので、併せて御参照ください。

記

第1 給特法等一部改正法（本則）の内容

1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の一部改正

- (1) 学校における働き方改革の更なる加速化に向けて教育委員会が講ずべき措置
- ① 教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して、当該教育委員会が服務を監督する教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置（以下「業務量管理・健康確保措置」という。）の実施に関する計画（以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。）を定めるものとする。 （第8条第1項関係）

- ② 業務量管理・健康確保措置実施計画においては、業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標、業務量管理・健康確保措置の内容、その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項について定めるものとする。 (第8条第2項関係)
- ③ 教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、総合教育会議に報告するものとする。 (第8条第3項関係)
- ④ 教育委員会は、毎年度、文部科学省令で定めるところにより、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告するものとする。 (第8条第4項関係)
- ⑤ 都道府県の教育委員会は、市町村(特別区を含み、指定都市を除く。)の教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置実施計画(県費負担教職員に係る部分に限る。)の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。 (第8条第5項関係)

(2) 教師の処遇改善

- ① 公立の義務教育諸学校等の教育職員に支給される教職調整額の基準となる額について、幼稚園の教育職員を除き、教育職員の給料月額額の100分の4に相当する額から、100分の10に相当する額に引き上げること。この引上げは、令和8年1月1日から毎年100分の1ずつ段階的に行うこと。 (第3条第1項及び附則第2項関係)
- ② 指導改善研修被認定者(教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。以下同じ。)について、教職調整額を支給しないこととともに、地方公務員法第58条第3項の規定の適用について必要な読替規定を定めること。 (第3条第1項及び第5条関係)

2 学校教育法(昭和22年法律第26号)の一部改正

(1) 学校における働き方改革の更なる加速化に向けて学校が講ずべき措置

公立の義務教育諸学校等は、学校教育法第42条第1項の規定により、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずるに当たっては、当該措置が業務量管理・健康確保措置実施計画に適合するものとなるようにしなければならないものとする。 (第42条第2項関係)

(2) 組織的な学校運営及び指導の促進に向けた主務教諭の職の創設

主務教諭を幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に置くことができるものとし、その職務は、児童の教育等をつ

かさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行うこととすること。（第 27 条、第 37 条、第 60 条及び第 69 条関係）

3 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）の一部改正

義務教育等教員特別手当について、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める、校長及び教員が分掌する校務類型に応じて支給することとし、その額は校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して条例で定めることとすること。（第 13 条第 2 項関係）

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の一部改正

学校運営協議会が置かれている公立の義務教育諸学校等において、校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針について、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めるものとする。（第 47 条の 5 第 4 項関係）

5 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の一部改正

主務保育教諭等を幼保連携型認定こども園に置くことができるものとし、その職務は、園児の教育及び保育等をつかさどり、及び命を受けて幼保連携型認定こども園の教育及び保育の活動に関し保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行うこととすること。（第 14 条関係）

6 その他関係法律の一部改正

主務教諭及び主務保育教諭等の職の創設に伴い、下表の左欄に掲げる各法律の下表の中欄に掲げる各条項について、下表の右欄を内容とする改正を行うこと。

法律名	条項	改正の内容
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）	第 2 条第 2 項	「教育職員」の定義に主務教諭を加える。
市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）	第 1 条、第 2 条、附則第 3 項	都道府県が給与費を負担する市町村立学校の職員に主務教諭を加える。
教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）	第 2 条第 2 項	「教員」の定義に主務教諭及び主務保育教諭等を加える。
	第 23 条第 2 項	初任者研修における指導教員を命じることができる者に主務教諭及び主務保育教諭を加える。

	第 24 条第 1 項、附則第 6 条	中堅教諭等資質向上研修の対象者に主務教諭及び主務保育教諭を加えるとともに、教諭等と併せて、新たに「中堅教諭等」の定義を設ける。
	第 26 条第 1 項	大学院修学休業をすることができる者に主務教諭及び主務保育教諭を加える。
教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）	第 2 条第 1 項	「教育職員」の定義に主務教諭及び主務保育教諭等を加える。
	第 3 条第 2 項～第 5 項	主務教諭が有するべき免許状の種類を定める。
	第 9 条の 2	二種免許状を有する主務教諭は、一種免許状の授与を受けるように努めるものとする。
	第 16 条の 5、第 17 条の 2、第 17 条の 3、附則第 2 項、附則第 14 項、附則第 15 項、附則第 16 項、附則第 19 項	教諭の免許状保有者について定められている相当免許主義の例外規定について、主務教諭にも適用する。
	附則第 17 項、別表第 3、別表第 6、別表第 6 の 2、別表第 8	教諭等としての在職年数の算定に当たり、主務教諭及び主務保育教諭としての経験年数の算入方法を定める。
学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）	第 5 条第 2 項	司書教諭として充てることができる者に主務教諭を加える。
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和 28 年法律第 238 号）	第 5 条	定時制通信教育手当の支給対象に主務教諭を加える。
義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和 29 年法律第 157 号）	第 2 条第 2 項	「教育職員」の定義に主務教諭を加える。
農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和 32 年法律第 145 号）	第 2 条	「教員」の定義に主務教諭を加える。
	第 3 条	産業教育手当の支給対象に主務教諭を加える。
女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和 30 年法律第 125 号）	第 2 条第 2 項	「教職員」の定義に主務教諭及び主務保育教諭等を加える。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）	第 2 条第 3 項	「教職員」の定義に主務教諭を加える。
	第 7 条第 1 項、第 3 項	小中学校等の主務教諭の定数を教頭教諭等定数において算定する対象とする。
	第 8 条	養護をつかさどる主務教諭の定数を養護教諭等定数において算定する対象とする。
	第 8 条の 2	栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭の定数を栄養教諭等定数において算定する対象とする。
	第 11 条第 2 項	特別支援学校の主務教諭の定数を教頭教諭等定数において算定する対象とする。
	第 17 条第 1 項	算定した定数を換算することのできる短時間勤務の職を占める者に主務教諭を加える。
公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和 36 年法律第 188 号）	第 2 条第 1 項	「教職員」の定義に主務教諭を加える。
	第 9 条第 1 項	主務教諭の定数を教頭教諭等定数において算定する対象とする。
	第 10 条	養護をつかさどる主務教諭の定数を養護教諭等定数において算定の対象とする。
	第 23 条第 1 項	算定した定数を換算することのできる短時間勤務の職を占める者に主務教諭を加える。
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 年法律第 77 号）	第 15 条	主務保育教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭が有する資格について定める。
	第 40 条	資格を有さない者を主務保育教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭に任命又は雇用した者や、資格を有さずに主務保育教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭となった者に対する罰則を定める。
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）	附則第 5 条第 1 項	主務保育教諭の資格の特例として、幼稚園の教諭の免許状を有していること又は保育士としての登録を受けていることのいずれか一方を満たしていれば、主務保育教諭となることができるものとする。
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備	第 2 条、附則第 1 条	令和 9 年 4 月 1 日をもって、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項に規定す

に関する法律（令和6年法律第53号）		る主務保育教諭の資格に係る特例を廃止する。
学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）	第2条第4項	「教員等」の定義に主務教諭、主務保育教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭を加える。

第2 給特法等一部改正法（附則）の内容

1 施行期日（給特法等一部改正法附則第1条関係）

給特法等一部改正法は、令和8年4月1日から施行すること。ただし、以下の規定については、それぞれ以下に示す期日から施行すること。

（1）公布の日（令和7年6月18日）

給特法等一部改正法附則第3条から附則第5条まで

（2）令和8年1月1日

- ・ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第3条第1項、第5条、第6条、附則第2項
- ・ 市町村立学校職員給与負担法第1条（「時間外勤務手当（）」の下に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第三条第一項に規定する指導改善研修被認定者、」を加える部分に限る。）
- ・ 教育公務員特例法第13条第2項
- ・ 給特法等一部改正法附則第2条、附則第6条及び附則第7条

2 経過措置（給特法等一部改正法附則第2条関係）

給特法等一部改正法の施行の際に、現に指導改善研修被認定者に該当している者については、教育公務員特例法第25条第4項の認定を受けるまでの間、給特法等一部改正法による改正前の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）第3条第1項の規定に基づき、引き続き、当該指導改善研修被認定者の給料月額額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給するものとする。

また、当該指導改善研修被認定者に係る労働基準法の規定の適用については、給特法第5条第1項が適用されるものとする。

3 政府の措置

(1) 時間外在校等時間の削減に関する措置（給特法等一部改正法附則第3条関係）

政府は、令和11年度までに、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、「一箇月時間外在校等時間」を平均30時間程度に削減することを目標とし、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 公立の義務教育諸学校等の教育職員一人当たりの担当する授業時数を削減すること
- ② 教育課程の編成の在り方について検討を行うこと
- ③ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する教職員定数の標準を改定すること
- ④ 公立の義務教育諸学校等の教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材を増員すること
- ⑤ 不当な要求等を行う保護者等への対応について支援を行うこと
- ⑥ 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと
- ⑦ ①～⑥に掲げるもののほか、公立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の削減のために必要な措置

また、「一箇月時間外在校等時間」とは、以下の①に掲げる時間から②に掲げる時間を除いた時間として、給特法第7条第1項に規定する指針で定める時間をいうものであること。

- ① 1か月の学校の教育活動に関する業務を行っている時間として外形上把握することができる時間
- ② 給特法第6条第3項各号に掲げる日（※）（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第15条の規定に相当する条例の規定による代休日指定された場合における同項各号に掲げる日を除く。）以外の日における正規の勤務時間（給特法第6条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）

（※）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）や年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）をいう。）

(2) 公立の中学校における35人学級の実現に関する措置（給特法等一部改正法附則第4条関係）

政府は、公立の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の同学年の生徒で編制する学級に係る一学級の生徒の数の標準について、令和8年度から35人に引き下げるよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 検討規定

(1) 教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置（給特法等一部改正法附則第5条関係）

政府は、公立の義務教育諸学校等において、その学校全体の教育職員の仕事と生活の調和を実現する上で、その管理職手当を受ける教育職員（以下「公立学校の管理職員」という。）が重要な役割を果たすことに鑑み、公立学校の管理職員及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会による当該教育職員のそれぞれ担当する業務についての見直しに係る措置その他の当該教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(2) 教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置（給特法等一部改正法附則第6条関係）

政府は、この法律（令和8年1月1日施行の規定に限る。）の施行後2年を目途として、公立の義務教育諸学校等（幼稚園を除く。）の教育職員の勤務の状況について調査を行い、その結果に基づく勤労環境その他の勤務条件に関する状況、人材確保の動向並びに給与及び報酬等に要する経費についての財源の確保の状況その他の事情を勘案し、当該教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、教職調整額に係る率の変更を行うことを含め、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 幼稚園の教育職員の処遇の在り方（給特法等一部改正法附則第7条関係）

政府は、公立の幼稚園の教育職員については、給特法に定める給与その他の勤務条件に関する特例の適用を受けるとともに、保育所及び幼保連携型認定こども園の職員と同様に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づいて処遇の改善に資するための措置が講じられていることに鑑み、その処遇の在り方に関し、他の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する制度との整合性を確保しつつ保育所及び幼保連携型認定こども園の職員の処遇との均衡を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第3 留意事項

この法律の施行に当たって留意すべき事項については、別途通知すること。

教師の処遇改善については、各都道府県・指定都市において、令和8年1月1日からの施行に向け、給与条例の改正や給与システムの改修等が必要になるため、

所要の準備を進めていただきたいこと。また、文部科学省としては、今後、教育公務員特例法第 13 条第 2 項の規定に基づく文部科学省令の制定等を予定していること。

学校における働き方改革の加速化については、各教育委員会において、令和 8 年 4 月 1 日からの関連規定の施行に向け、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定に係る準備を進めていただきたいこと。また、文部科学省としては、今後、給特法第 8 条第 4 項の規定に基づく文部科学省令の制定や、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき文部科学大臣が定める指針（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針）の改訂等を予定していること。

- 【別添 1】 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律 概要
- 【別添 2】 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正 概要
- 【別添 3】 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律 条文
- 【別添 4】 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律 新旧対照表
- 【別添 5】 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 5 条第 2 項による地方公務員法の読替表、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 5 条第 2 項により読み替えられた地方公務員法第 58 条第 3 項による労働基準法の読替表
- 【別添 6】 文部科学大臣メッセージ ～給特法等改正法の成立に当たり、国民の皆様へ～（令和 7 年 6 月 11 日）
- 【別添 7】 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和 7 年 5 月 14 日衆議院文部科学委員会）
- 【別添 8】 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和 7 年 6 月 10 日参議院文教科学委員会）

(文部科学省ホームページ：教師を取り巻く環境整備について (学校における働き方改革、指導・運営体制の充実、教師の処遇改善))



【本件連絡先】

(第一の1(1)、(2)②、2、4、5、6、第二の2、4(1)について)

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課教育公務員係

電話：03-5253-4111 (内線 2588)

(上記以外の内容について)

文部科学省初等中等教育局

財務課企画調査係

電話：03-5253-4111 (内線 5786)

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置【給特法第8条関係】

- ・ 教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・ 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・ 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・ 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第42条関係】
- ・ 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。※学校運営協議会を置く学校【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係】

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。【学校教育法第27条、第37条関係】

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額額の4%から10%まで段階的に引き上げる。【給特法第3条関係】

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・ 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。【教育公務員特例法第13条関係】
- ・ 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。【給特法第3条、第5条関係】

施行期日

1及び2については、令和8（2026）年4月1日

3については、令和8（2026）年1月1日

【附則第1条関係】

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等 の一部を改正する法律案に対する修正案 概要

一 1 箇月時間外在校等時間の削減に関する措置の新設

- 1 政府は、令和 11 年度までに、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、1 箇月時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減することを目標とし、次の措置を講ずるものとする。こと。
 - ① 教育職員 1 人当たりの担当する授業時数を削減すること。
 - ② 教育課程の編成の在り方について検討を行うこと。
 - ③ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する教職員定数の標準を改定すること。
 - ④ 教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材を増員すること。
 - ⑤ 不当な要求等を行う保護者等への対応について支援を行うこと。
 - ⑥ 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。
 - ⑦ ①～⑥のほか、教育職員の業務の量の削減のために必要な措置
- 2 1 の「1 箇月時間外在校等時間」とは、①の時間から②の時間を除いた時間として公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）第 7 条第 1 項に規定する指針で定める時間をいうこと。
 - ① 1 箇月の学校の教育活動に関する業務を行っている時間として外形上把握することができる時間
 - ② 給特法第 6 条第 3 項各号に掲げる日（※）（代休日が指定された場合における同項各号に掲げる日を除く。）以外の日における正規の勤務時間
※ 祝日法による休日、年末年始の休日等をいう。

（改正法附則新第 3 条関係）

二 公立の中学校における 35 人学級の実現に関する措置の新設

政府は、公立の中学校の同学年の生徒で編制する学級に係る 1 学級の生徒の数の標準について、令和 8 年度から 35 人に引き下げよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。こと。
（改正法附則新第 4 条関係）

三 教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置に関する検討条項の新設

政府は、公立の義務教育諸学校等において、その学校全体の教育職員の仕事と生活の調和を実現する上で、その管理職手当を受ける教育職員（以下「公立学校の管理職員」という。）が重要な役割を果たすことに鑑み、公立学校の管理職員及び公立の義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会による当該教育職員のそれぞれ担当する業務についての見直しに係る措置その他の当該教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。
（改正法附則新第 5 条関係）

四 その他

公立の義務教育諸学校等（幼稚園を除く。）の教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置に関する検討条項について、当該教育職員の勤務の状況について調査を行う旨を規定するものとする。こと。
（改正法附則新第 6 条関係）